

第五條 每年二回定期昇給ヲ試定セラレタシ

但シ現在日給四錢以下、モニハ金十錢完値上セラレタシ

第六條 賞與金ハ年收、五分ヲ支給ヒラレタシ

第七條 解雇手當ヲ一年勤續ニ對シ日給四十日分ヲ支給セラレタシ

但シヶ年末滿ハ月割、事以後一ヶ年ヲ増ス毎日給十五日分ヲ加算セラレタシ

第八條 退職手當ヲ支給セラレタシ

滿一年勤續ニ對シ日給十五日分ヲ以後一ヶ年ヲ増ス毎五年分

加算セラレタシ

第九條 奨勵法ハ責任數十台トシテ以上一台ヲ増ス

一割ヲ支給セラレタシ

日本勞傳總同盟東京草土組合西新井支部

(別紙二)

回 答

第一條 簡便點呼應召場合ハ其當日限ノ日給、全額ヲ支給シテ

第二條 入營期間前、勤續年ニ限り通算ス

第三條 但シ其時、事情ニ依リ或ハ一定日ヲ限り日給、全額ヲ支給セラレタシ

第四條 残業ハ一時間一割三分五厘ヲ支給ス

第五條 每年十二月三於定期昇給ヲ行フ但シ勤勉ニシテ技術進歩
シク且ツ品行方正ナルモノトス

現任日給四錢以下、モニハ金十錢完値上

第六條 賞與金ハ繁用ニヨリ内規ニ準ス

第七條 解雇手當ヲ一年ニ對シ日給十五日分ヲ支給ス

但シ以後一ヶ年ヲ増ス毎日給、五日分ヲ加算ス

但シ不都合、行為アリ解雇スル場合ハ此、限リニテラズ